



『できた！』に潜むピンチ

～冬に増加、「やけど」「おもちゃ」の事故からこどもを守る～

こどもの「できた！」は成長の証ですが、できるようになったことで、こどもが思わぬ被害に遭う事故が発生しています。事故を未然に防ぐために「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」が2025年12月25日から施行され、3歳未満向け玩具に対する新たな規制が始まります。これに合わせて、独立行政法人製品評価技術基盤機構〔NITE（ナイト）、理事長：長谷川 史彦、本所：東京都渋谷区西原〕は、屋内の事故から3歳未満のこどもを守るために注意喚起をします。



蒸気に触れてやけどする（イメージ）



おもちゃの部品を誤飲する（イメージ）

2020年から2024年までの5年間にNITEに通知された製品事故情報^{※1}では、3歳未満のこどもが被害に遭った事故は47件発生し、そのうち約8割（38件）が屋内で発生しています。「家電の蒸気や熱湯に触れてやけどする事故」、「おもちゃでケガ・誤飲する事故」が目立っており、おうち時間が増える冬～春の時期に多い傾向があります。

3歳未満のこどもは「指で物をつかむ」、「つかまり立ちする」等の運動機能の発達とともにできること^{※2}が増える時期です。こどもの『できた！』が増えることは喜ばしいことですが、それと同時に事故に遭うピンチの場面も増加します。

日々の見守りに加えて、事故を防ぐポイントを守っておうちの中から危険を減らしてください。年末年始のご実家など、おでかけ先でも忘れないようお願いします。

■「家電のやけど事故」を防ぐポイント

○やけどのおそれがある製品にこどもを近づけない、安全な環境作りをする。

■「おもちゃのケガ・誤飲事故」を防ぐポイント

○遊ぶ前に対象年齢と注意事項を確認する。

○鋭利な部分、外れやすい部品がないかこまめに点検する。

○おもちゃやその部品は、こどもの手の届かない場所に保管する。

（※） 本資料中の全ての画像は再現イメージで、安全に配慮して撮影しております。実際の事故とは関係ありません。

（※1） 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故を含みます。

（※2） 3歳未満のこどもの発達の目安は「別紙1」を参照。

1. 事故の発生状況

1-1. 年別の事故発生件数

NITE が受け付けた製品事故情報のうち、2020 年から 2024 年までの 5 年間に 3 歳未満のこどもが被害に遭った事故 47 件について、図 1 に「年別の事故発生件数」を示します。屋内で発生した事故が全体の約 8 割（38 件）を占めています。

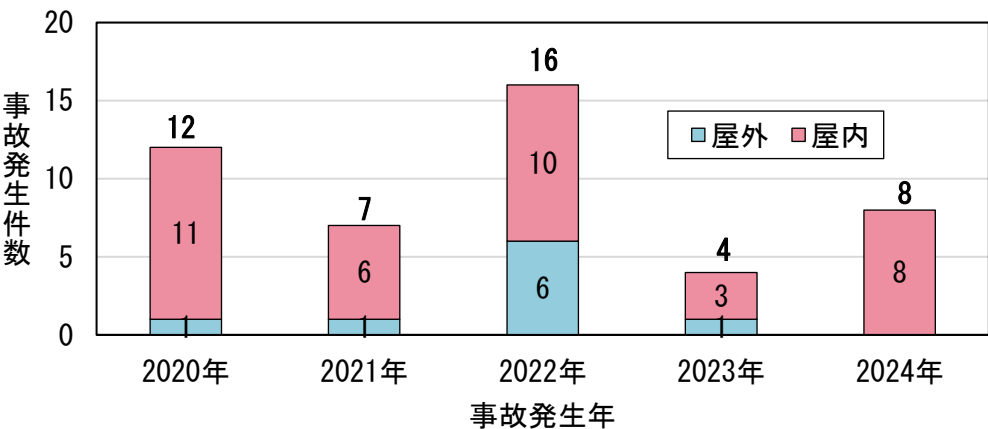
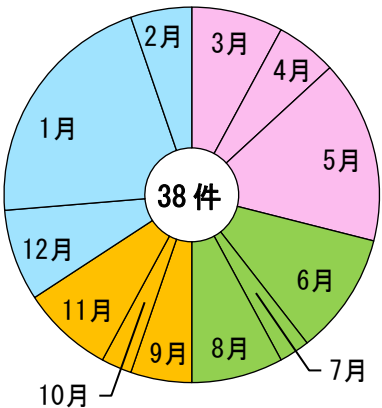


図 1 年別の事故発生件数

1-2. 月別の事故発生件数

図 2 に屋内で発生した事故 38 件の「月別の事故発生件数」を示します。冬～春の時期は、加湿器や電気ケトルといった蒸気や熱湯を扱う家電の使用が増えることや、寒い外を避けて屋内で遊ぶ時間が増えること等が影響していると推察します。



春季			夏季			秋季			冬季		
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
3	2	6	4	1	3	2	1	3	3	8	2

図 2 月別（季節別）の事故発生件数

1-3. 年齢別・被害事象別の事故発生件数

図 3 に屋内で発生した事故の「年齢別・被害事象別の事故発生件数」を示します。「外傷事故」はどの年齢でも発生していますが、「やけど」や「窒息・誤飲」事故は、つかまり立ちや 1 人歩きができるようになる 3 歳未満の時期に集中する傾向がみられます。

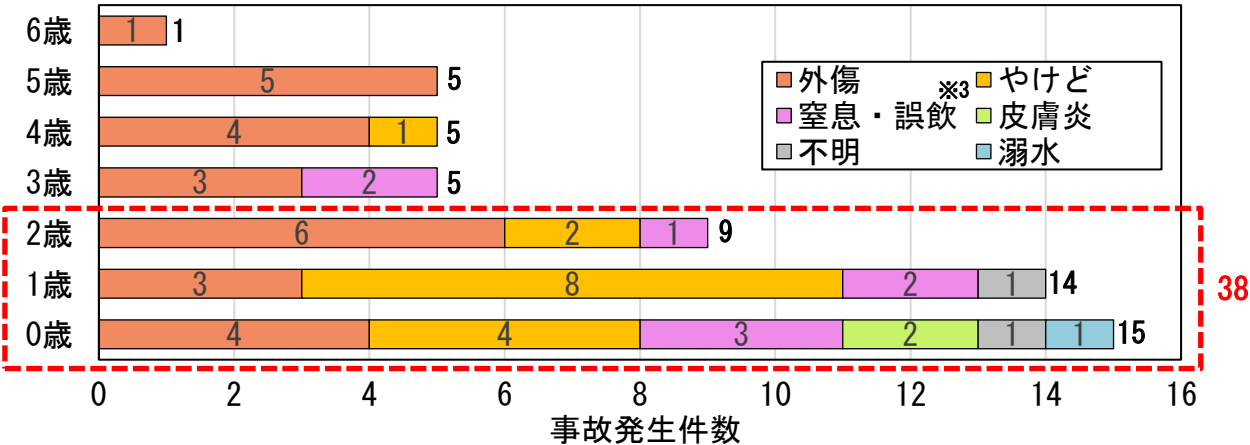


図 3 年齢別・被害事象別の事故発生件数

(※3) 誤飲には、小部品を耳などの身体に挿入したことによる事故を含む。

1-4. 事故シチュエーション別の事故発生件数

表1に屋内で発生した事故38件の「事故シチュエーション別の事故発生件数」を示します。

最も多いシチュエーションの「家電の蒸気・熱湯に触れてやけどする」事故は、保護者がその場にいな
い時に多く発生しています。だからこそ、見守りに加えて、目を離している時でも安全な環境づくりが
大切です。一方、「おもちゃでケガ・誤飲する」事故は、保護者が見守っていても対処が間に合わないケ
ースがあります。小部品が外れていないか等、こまめな点検が重要です。

表1 事故シチュエーション別の事故発生件数

事故シチュエーション	保護者の状況			総計
	保護者が 一緒にいなかった	保護者が 一緒にいた	不明	
家電の蒸気・熱湯に触れてやけどする (加湿器、スチーム式加湿機能付空気清浄機、電気ケトル・ポット、ウォーターサーバー)	5	1	5	11
おもちゃでケガ・誤飲する	1	4	2	7
家具・家電で身体を挟み込む	4	0	0	4
家具・家電の下敷きになる	0	1	2	3
家具から転落する	0	1	2	3
その他	2	4	1	7
不明	2	0	1	3
総計	14	11	13	38



事故シチュエーションのイメージ図

2. 事故事例

■「スチーム式加湿機能付き空気清浄機」の蒸気に触れてやけどした事故

事故発生年月 2020 年 1 月（東京都、1 歳、男児、重傷）

【事故の内容】

スチーム式の加湿機能付き空気清浄機を使用中、蒸気口でこどもが右手にやけどを負った。

【事故の原因】

スチーム式の加湿機能付き空気清浄機を運転中、親が目を離れた隙に、こどもが高温になった蒸気口に触れてしまい、やけどを負ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「蒸気口に手や顔を近づけない。やけどの危険がある。」「幼児の手の届く範囲では使用しない。」旨、本体には、「やけどのおそれあり。蒸気口にさわらない。」旨、記載されていた。

【NITE SAFE-Lite 検索キーワード例】

空気清浄機、火傷



蒸気に触れようとする様子
(イメージ)

■「電気ケトル」の熱湯に触れてやけどした事故

事故発生年月 2022 年 5 月（大阪府、1 歳、女児、重傷）

【事故の内容】

電気ケトルを使用中、こどもが電源コードを引っ張り本体が落下し、お湯が掛かってやけどを負った。

【事故の原因】

電源コードをこどもが引っ張ったことにより、高い位置から落下した衝撃で蓋が外れて熱湯がこぼれ、やけどを負ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「乳幼児の手の届くところで使わない。やけどの原因になる。」旨、記載されていた。

【NITE SAFE-Lite 検索キーワード例】

電気ケトル、電源コード、火傷



電源コードを引っ張ろうとする様子
(イメージ)

■「おもちゃ」を持って移動中に転倒した事故

事故発生年月 2024 年 6 月（東京都、2 歳、女児、軽傷）

【事故の内容】

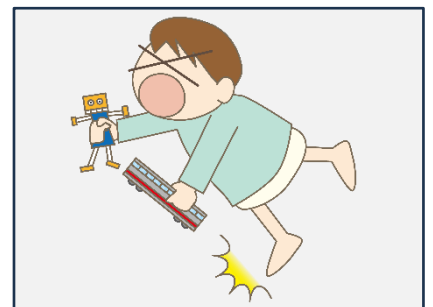
おもちゃをこどもが持って移動していたところ、転倒し、顔に裂傷を負った。

【事故の原因】

こどもが転倒した際、手に持っていたおもちゃに顔を強く打ち付けたため、ケガを負ったと推定される。

【NITE SAFE-Lite 検索キーワード例】

玩具、転倒



おもちゃを持って移動中に転倒する様子
(イメージ)

■破損した「おもちゃ」の小さな部品を誤飲した事故

事故発生年月 2021 年 9 月（静岡県、2 歳、女児、重傷）

【事故の内容】

こどもが破損したおもちゃの部品を複数個誤飲し、負傷した。

【事故の原因】

破損したおもちゃの樹脂ケースから内部の円柱形のネオジム磁石が脱落して、こどもが誤飲したものと考えられる。なお、製品は、ネオジム磁石が内蔵された樹脂製パズルで、対象年齢は 3 歳以上であった。

【NITE SAFE-Lite 検索キーワード例】

玩具、誤飲



破損した玩具の磁石を誤飲した患者のレントゲン写真
(※左記事例とは別の事故)

出典：日本小児科学会「Injury Alert(傷害速報)」

■その他、おもちゃの事故・ヒヤリ・ハット

以下に、NITE が 2025 年 3 月に実施した「こども用製品」のウェブアンケート調査のうち、「おもちゃの事故、ヒヤリ・ハット経験」の回答事例をご紹介します。（対象：全国 15～89 歳の男女、727 名）

●割れているおもちゃで遊び、指を挟んだ。

●玩具の針金が手にささった。

●ボールの中に小さいビー玉が入っているおもちゃがあり、中身が出ないようにロックしていたのにこどもがロックを外し中のビー玉を取り出していた。

●子育て時代に、ニオイや形や色合いが本物の食材そっくりな玩具があり、我が子が食べてしまい、口から吐き出させるのが大変だった。

3. 気を付けるポイント

「家電のやけど事故」を防ぐポイント

○やけどのおそれがある製品にこどもを近づけない、安全な環境作りをする。

こどもは目につくもの、手の届くものをすぐに触ろうとします。高温の蒸気を吹き出す加湿器や熱湯を扱う電気ケトル等をこどもの手が触れる位置から離してください。「床に設置する製品は周囲に柵を設置する」、「製品は電源コードも含めて高い位置に配置する」、「転倒してもお湯がこぼれにくく対策された製品の使用を検討する」等の、万一目を離れた時のための安全な環境づくりが有効です。



柵を設置する



電源コードを垂らさない工夫



湯漏れ対策された製品

「おもちゃのケガ・誤飲事故」を防ぐポイント

○遊ぶ前に対象年齢と注意事項を確認する。

おもちゃはこどもの成長に欠かせないアイテムですが、購入前や使用前に対象の月齢や年齢を確認し、こどもの成長段階に合った製品を与えることが大切です。お下がりのおもちゃをいただく際も、必ず対象年齢を確認しましょう。また、「保護者のもとで遊ばせてください。」、「可動部の隙間に指を入れないよう注意する。」等の使用上の注意表記を確認した上で、安全な環境で遊ばせてください。



対象年齢と注意表記を確認する様子

○鋭利な部分、外れやすい部品がないかこまめに点検する。

こどもがおもちゃでケガをしたりおもちゃから外れた部品を飲み込んだりする事故が発生しています。日頃から、おもちゃが壊れて鋭利な箇所ができていないか、外れやすくなっている部品や電池がないかを点検してください。また、移動中に転倒して手に持っていたおもちゃに顔をぶつけた事故も発生しています。こどもは転倒が多いため、移動する環境ではおもちゃを持たせたままにしないよう心がけましょう。



おもちゃの部品が外れている様子



ボタン電池を手にする様子

【誤飲しやすいものを簡易的に見分ける方法】

東京都のアンケート調査（別紙1参照）では、誤飲事故・ヒヤリ・ハット経験は3歳未満のこどもに集中しています。また、3歳のこどもの口の直径はおよそ4cm^{※4}で、ほぼトイレットペーパーの芯の直径と同じ大きさ^{※4}とされています。それより小さな物は、こどもが飲み込んでしまうリスクがあることを知ってください。また、おもちゃの部品だけでなく、シールや紙、ペットボトルの蓋などの保護者や兄弟の持ち物まで視野を広げて、身の回りのすべての物の置き場に気を付けましょう。



4cm以下の物には特に注意が必要^{※5}



小さな部品類を芯の中に通して確認する様子

○おもちゃやその部品は、こどもの手の届かない場所に保管する。

遊んだ後のおもちゃの保管場所にも注意してください。小さな部品や年齢に合わないおもちゃは、こどもの手の届かない高い位置や鍵のかかる場所に保管してください。また、兄弟姉妹のいる家庭では、年上の子のおもちゃと分けてケースに入れる等、年齢別に保管するようにしましょう。



こどもの手の届く範囲は
「台の高さ+手の届く範囲」

1歳児：約 90 cm
2歳児：約 110 cm
3歳児：約 120 cm

こどもの手の届く範囲の目安の距離^{※5}



高い位置に保管している様子

(※4) 出典：政府広報オンライン『赤ちゃんやこどもを誤飲・窒息事故から守る！万一のときの対処法は？』

(※5) 政府広報オンライン『赤ちゃんやこどもを誤飲・窒息事故から守る！万一のときの対処法は？』を加工して作成

<https://www.gov-online.go.jp/article/202408/entry-6450.html>

事故事例を確認【NITE SAFE-Lite（ナイト セーフ・ライト）のご紹介】

○過去にどのような事故が発生しているか確認する。

NITEはホームページで製品事故に特化したウェブ検索ツール「NITE SAFE-Lite（ナイト セーフ・ライト）」のサービスを行っています。製品の利用者が慣れ親しんだ名称で製品名を入力すると、その名称（製品）に関連する事故の情報やリコール情報を検索することができます。

また、事故事例の【SAFE-Lite 検索キーワード例】で例示されたキーワードで検索することで、類似した事故が表示されます。



<https://www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/safe-lite.html>

お問い合わせ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構 製品安全センター 所長 川崎 裕之

担当者 製品安全広報課 宮川 七重、山崎 卓矢、安元 隆博

Mail : ps@nite.go.jp

Tel : 06-6612-2066

こどもの発達の目安

こどもは日々、運動機能の発達とともにできることが増えていきます。

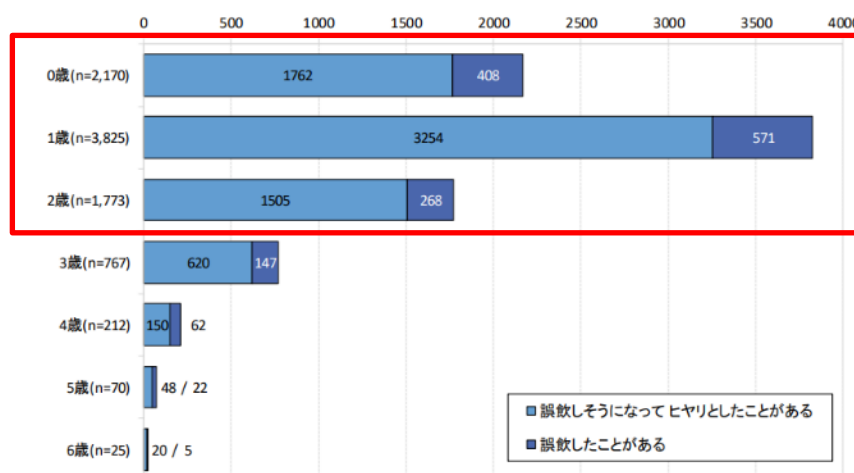
年齢	発達の目安
0歳3か月	首がすわる、足をバタバタさせる
0歳4か月	
0歳5か月	離乳食を始める
0歳6か月	寝返りをうつ
0歳7か月	1人座りする
0歳8か月	ハイハイする
0歳9か月	指で物をつかむ
0歳10か月	つかまり立ちする
0歳11か月	
1歳	1人歩きする、走る
2歳	階段を登り降りする、その場でジャンプする、高い所へ登れる

(出典)「こどもの事故防止ハンドブック」(こども家庭庁)

(<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/handbook>) をもとに NITE 作成

「乳幼児の誤飲等及びヒヤリ・ハット経験」についての調査結果

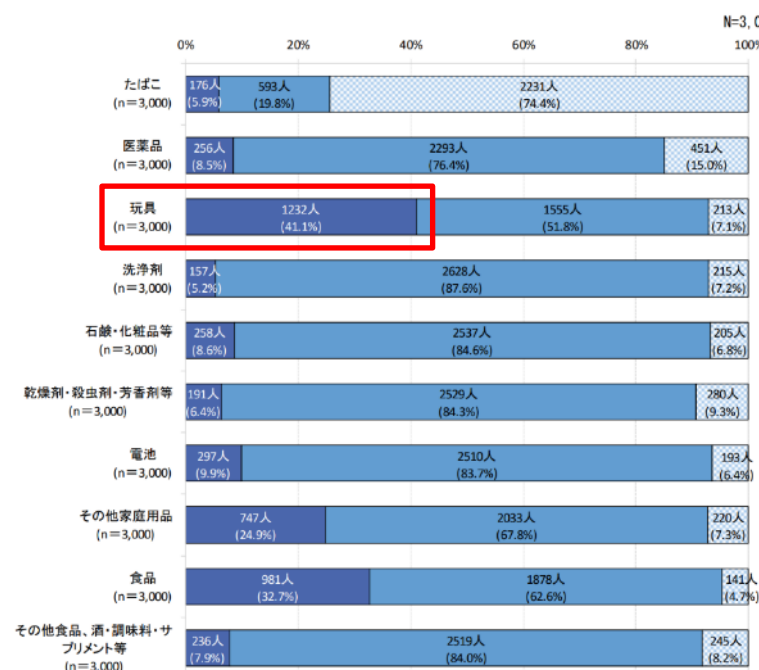
以下に、東京都が生後6ヶ月以上～小学校入学前の乳幼児と同居する20歳以上の保護者を対象にアンケート調査を実施した結果の一部をご紹介します。誤飲等及びヒヤリ・ハット経験をした時の年齢は「0歳～2歳」が多く、製品・食品別では「玩具」が最も多くなっています。



▶誤飲等及びヒヤリ・ハット経験を
した時の年齢
(N=8,842)

(出典) 東京都生活文化スポーツ局
令和2年度ヒヤリ・ハット調査

「誤飲等による乳幼児の危険」報告書
<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/hiyarihat/documents/hiyari-r2houkokusyo.pdf>



■製品を所有しており、誤飲したことも、誤飲しそうになってヒヤリとしたことがある
■製品を所有しているが、誤飲したことも誤飲しそうになってヒヤリとしたこともない
□製品を所有していない・購入していない

▶誤飲等及びヒヤリ・ハット経験
の有無(10項目の製品・食品別)
(N=3,000)

「乳幼児用玩具」、「乳幼児用ベッド」に対する新しい規制がはじまります

■乳幼児用玩具

近年、インターネットを通じて海外から安全性が保証されていない製品を容易に購入できる環境が広がっています。こうした状況を踏まえ、こどもが使用する製品の安全を確保するため、消費生活用製品安全法などが改正され、3歳未満の乳幼児向けおもちゃを対象とした新たな規制が導入されました。この規制により、令和7年12月25日以降に製造または輸入される乳幼児用玩具は、「技術基準への適合」や「対象年齢等の使用に関して注意を促すための文言の表示」の要件を満たすことが義務付けられます。これらの要件等を満たした上で、子供PSCマークをおもちゃへ表示することが必要となります。

ただし、規制開始以前に製造・輸入された製品は、子供PSCマークがなくても販売可能です。「子供PSCマーク」の表示がない場合は、一般社団法人日本玩具協会が「安全面に配慮して作られたおもちゃ」として発行する「STマーク」が付いているかどうかの確認も有用です。



子供PSCマーク



STマーク

■乳幼児用ベッド

乳幼児用ベッド自体はこれまでも消費生活用製品安全法の特別特定製品に指定されていましたが、今般の改正で子供用特定製品にも指定されます。

技術基準等の内容には変更はありませんが、改正法の施行（令和7年12月25日）よりも前に製造又は輸入された乳幼児用ベッドは、従前のひし形PSCマークの表示が必要ですが、施行日以降はひし形子供PSCマークの表示が必要となります。なお、令和9年3月24日までの間は、現行のひし形PSCマークが表示された製品も販売されます。



乳幼児用ベッド・乳幼児用玩具の規制等に関するお問い合わせ先

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課

Mail : bz1-psc@meti.go.jp

Tel :

03-3501-1511（内線 4301）